

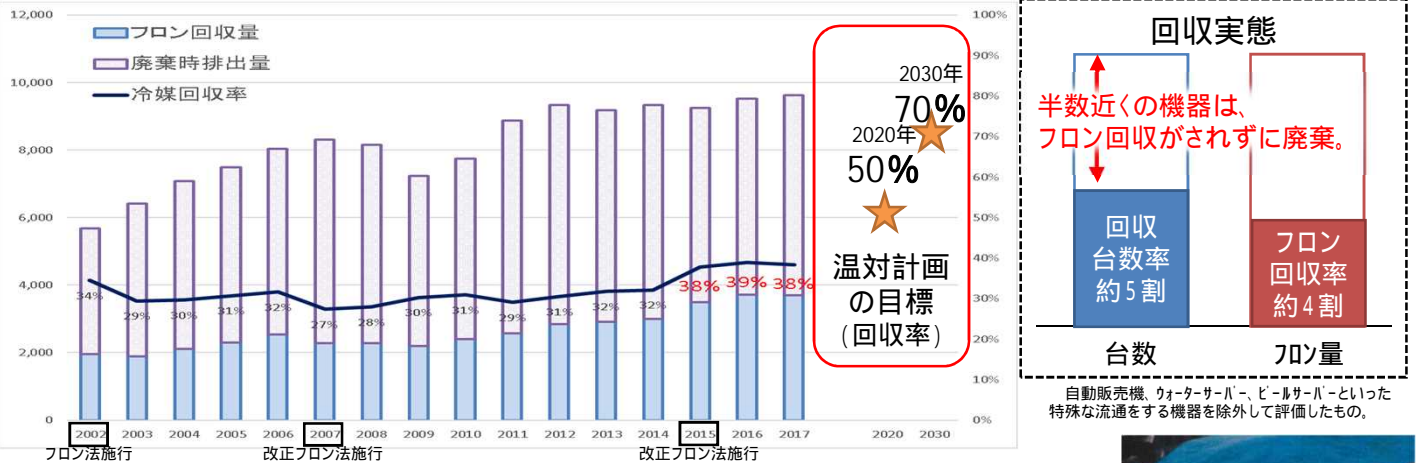
現行法の概要

(令和元年6月5日公布)

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上**3割程度に低迷**し、**直近でも4割弱**。
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、**対策の強化が不可欠**。

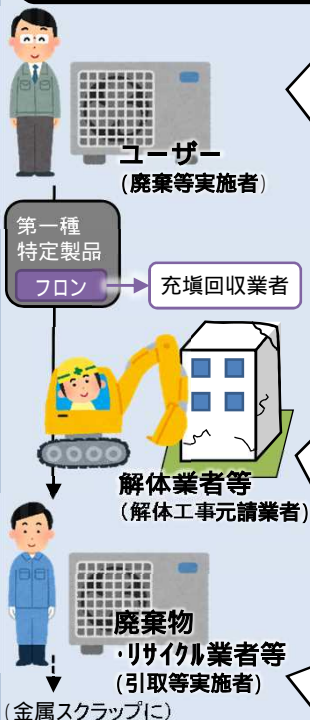


主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に**行われる仕組みへ。

建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する**直接罰の導入**
(現行: 間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階) 直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等への**フロン回収済み証明の交付を義務付け**
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合は除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の**保存を義務付け** 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時に**フロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止**
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合は除く)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ